

医療経営セミナー 講演要旨 ③

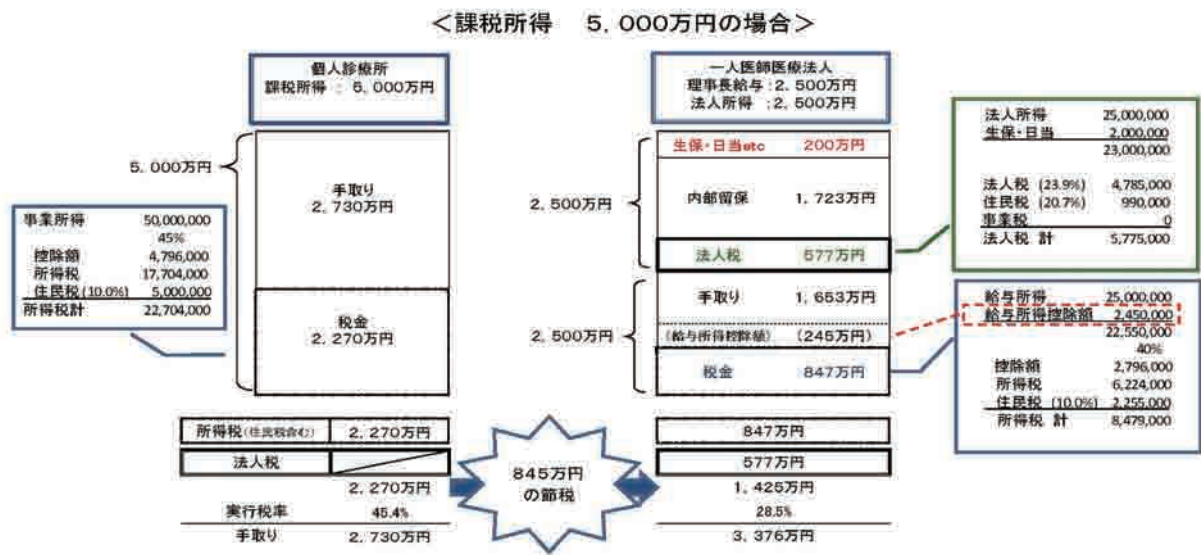
今改めて一人医師医療法人を考える

税理士法人アブール 公認会計士・税理士 長谷川 敏也 氏

医療法人のメリット

税務上の節税比較

いきなりですが、節税効果の課税所得(収入マイナ果を個人事業と比較してみます。



個人診療所で五〇〇〇万円は約四五%となり、医療法人はどうか。課税所得の半分、二五〇〇万円を理事長給与とすると法人に残るのが二五〇〇万円。

業務の拡大

個人事業主では診療所を運営できるのは一カ所ですが、医療法人は複数運営が可能になります。

事業の永続性

事業承継をしようかというときに、個人事業の場合だと、譲る方は廃業して譲られる方は新規開業になります。

医療法人のデメリット

一方、給与をもらった理事長は二五〇〇万円の給与の中から、給与所得控除が二四五万円ありますので税金は八四七万円となります。

一番のデメリットは、設立手続きや決算後の届出・登記などが面倒なことです。

五つ目は、配当の不可。多くの場合は法人よりも個人の方が有利になることがあります。

持分あり、なしの違い

持分の定めのある医療法人のリスク。持分のある医療法人は払戻しのリスクと相続税のリスク、この二つのリスクを抱えている、と言ってよいでしょう。

その要因は、①持分あり医療法人のような払戻し請求と相続税課税のリスクがなくなったこと、②貯まった内部留保は役員退職金規定を設けて払い出してゼロにする、③メディアカルサービス法人を活用する、例えば、医療機関の土地・建物はMS法人所有として、医療法人は家賃を支払うなどなるべく医療法人に剰余金を出さないようにするなど、国庫帰属のリスクを減らすことと思えます。

出資と基金の違い

医療法人にはいろいろな形態があるのですが、これから医療法人を設立される場合、ほとんどは「社団」型になると思います。

役員報酬

冒頭のシミュレーションでは課税所得五〇〇万円の診療所の場合、半分を理事長給与、半分を医療法人に残す、としました。

役員報酬

あれば認められます。繰り返しになりますが、医療法人は剰余金の配当ができません。節税のためにあまり理事長給与を上げずに法人に内部留保しておくことが重要です。

親子・夫婦間の所得分散

個人事業主の親子・夫婦間の所得分散では専従者給与がありますが、その名のとおり専従している人を対象にしているため、子供が非常勤だとなかなか専従者給与というものは払えない。

三つ目は、法人税率は一定であるために、所得が低い

満たさなくなるので、脱退しなくてはなりません。

平成十九年以降に設立された医療法人は、内部留保が貯まっている状態

で、今後持分の定めのない医療法人しか認めないということになりました。

平成十九年以降に設立された医療法人は、内部留保が貯まっている状態

で、今後持分の定めのない医療法人しか認めないということになりました。